5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
中平義則
長野県下伊那郡松川町大島3251
7　出願公表の年月日　平成27年3月2日

1　品種登録の番号　第26020号
2　品種登録の年月日　平成29年6月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Malus Mill.
4　登録品種の名称　レッドセンセーション
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人信州大学
長野県松本市旭三丁目1番1号
7　出願公表の年月日　平成27年5月28日

1　品種登録の番号　第26021号
2　品種登録の年月日　平成29年6月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　SAGZ0001
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成26年12月4日

1　品種登録の番号　第26022号
2　品種登録の年月日　平成29年6月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　SER-WISH
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
John Andrew Fisher
472 The Escort Way Orange, New South Wales 2800, Australia
7　出願公表の年月日　平成27年3月2日

1　品種登録の番号　第26023号
2　品種登録の年月日　平成29年6月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　VEAZ0009
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成26年10月7日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百二十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　市街地再開発事業の種類及び名称
横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業
二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成三十四年度末まで
三　施行地区及び工区
施行地区　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目、同六丁目、本町五丁目及び同六丁目の各一部
第一工区　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目、同六丁目、本町五丁目及び同六丁目の各一部
第二工区　神奈川県横浜市中区本町六丁目の一部
四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
平成二十七年十二月十五日
七　事業計画の変更の認可の年月日
平成二十九年五月三十一日

○国土交通省告示第六百二十一号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号
自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号
二　登録校正実施機関の名称
一般社団法人　日本自動車機械工具協会
三　変更後の登録校正実施機関の代表者の氏名
柳田　昌宏
四　変更の日
平成二十九年五月二十五日

○国土交通省告示第六百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)

変更前	石田　隆丸
変更後	光島　正宏

代表者の氏名の変更

(二)　変更年月日　平成二十九年六月一日

○国土交通省告示第六百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の名称の変更

(一)

変更前	検査第一サービスセンター
変更後	東京第一事業所

(二)　検査第二サービスセンターの変更

変更前	検査第二サービスセンター
変更後	川崎事業所

二　変更年月日　平成二十九年六月八日

○海上保安庁告示第二十四号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年六月十四日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　金沢港西防波堤仮設灯台

位置

所在地　石川県金沢港（西防波堤外端）

北緯　三六―三八―四二

東経　一三六―三五―五九

塗色及び構造　黄色　塔形

灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度七七カンデラ

光達距離　四・五海里

明弧　全度

高さ　地上から構造物の頂部まで二・四メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル

記事　国土交通省北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所管理

点灯年月日　平成二十九年三月三十一日

名称　神戸六甲アイランド東水路第一号灯浮標

位置

所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南南東方約三・九キロメートル）

北緯　三四―三八―三〇

東経　一三五―一八―一七